

阿賀野市条例第 3 5 号

阿賀野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

阿賀野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 6 年
阿賀野市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

4 農業委員会	会長	月額	7 5, 4 0 0 円以内で、市長が別に定める額
	会長職務代理	月額	4 3, 1 0 0 円以内で、市長が別に定める額
	部会長	月額	4 1, 2 0 0 円以内で、市長が別に定める額
	委員	月額	3 9, 7 0 0 円以内で、市長が別に定める額
	農地利用最適化推進委員	月額	3 0, 0 0 0 円以内で、市長が別に定める額

」

を

「

4 農業委員会	会長	月額	7 5, 4 0 0 円
		年額	予算の範囲内で市長が定める額
	会長職務代理	月額	4 3, 1 0 0 円
		年額	予算の範囲内で市長が定める額
	部会長	月額	4 1, 2 0 0 円
		年額	予算の範囲内で市長が定める額
	委員	月額	3 9, 7 0 0 円
		年額	予算の範囲内で市長が定める額
	農地利用最適化推進委員	月額	3 0, 0 0 0 円
		年額	予算の範囲内で市長が定める額

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。